

登別市消防団条例の一部改正（案）について

1 概要

消防団員減少対策として令和3年4月に総務省消防庁が策定した「消防団員の報酬等の基準」に基づき、消防団員（基本団員）へ支給する報酬の支給額を見直すとともに、公務に従事した場合に支給する費用弁償の支給額及び支給要件を次のとおり改正し、消防団員の処遇向上を行う。

（1）報酬の改正について

年額で支給されている報酬について、次のとおり金額を改める。

階 級	改正前（年額）	改正後（年額）
団 長	75,000 円	82,500 円
副団長	58,000 円	69,000 円
分団長	43,000 円	50,500 円
副分団長	34,000 円	45,500 円
部 長	29,000 円	37,000 円
班 長	27,000 円	37,000 円
その他の団員	25,000 円	36,500 円

（2）費用弁償の改正について

災害、警戒及び訓練の職務に従事した場合に支給される費用弁償については報酬として支払うように改め、次のとおり金額を改める。

種類	改正前	改正後	
災害出動手当	1 回につき 4,700 円	1 日（3 時間） につき 4,000 円	3 時間を超えた場合は 1 時間毎に 1,500 円加算する
訓練手当	1 回につき 4,300 円	1 日（3 時間） につき 3,000 円	3 時間を超えた場合は 1 時間毎に 1,000 円加算する
警戒手当	1 回につき 4,300 円	1 日（3 時間） につき 3,000 円	3 時間を超えた場合は 1 時間毎に 1,000 円加算する